

# 令和7年度 おしごと旅による関係人口創出業務仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 おしごと旅による関係人口創出業務

## 2 本事業の目的

本事業は、滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）を対象とした滋賀県の振興策「北の近江振興プロジェクト」の一環として取り組むものである。

地域における短期的あるいは季節的な人手不足という課題に対し、地域外の人が短期的な労働をしながら地域を訪れるきっかけを作ることにより、人手不足の解消を図る。

また、地域ならではの仕事への従事、滞在型観光、地域との交流等を通じて、地域との繋がりを醸成してもらうことにより、地域のファンづくり、関係人口の創出につなげる。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 本事業の概要

地域での観光や就業、暮らし体験に関心が高い層と、短期的・季節的な人手不足を解消したい地域内事業者をマッチングするための WEB 上のプラットフォームを構築（あるいは既存プラットフォームを活用）することにより、短期的な労働を伴う地域滞在を促す事業を展開する。

地域での観光や就業、暮らし体験に関心がありつつも、きっかけがないことや交通費や宿泊費の負担が大きいことを理由に、訪問を敬遠していた都市部の若者層を主なターゲットとし、意欲の高い農家や旅館等の地域事業者とマッチングさせることで、報酬を得ながら地域を訪れ、滞在型観光、地域交流等を行う機会を提供する。

本事業を通じて、短期的に人手不足の課題を解消するだけでなく、訪れる層に地域の魅力を伝え、地域との交流機会を提供することで、地域のファンづくり、息の長い関係人口を創出することを目標として取り組むものである。

## 5 業務の内容

### (1) 事業者向け説明会

滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）の関係団体や事業者向けに、事業説明会を1回以上開催すること。本事業の概要やサービス内容の紹介、本事業と同様に短期的な労働者を受け入れた経験のある事業者の先事例紹介を行うなどして、地域内事業者の活用に向けた機運を醸成する。説明会の開催にあたっては、告知用のチラシ作成や事例紹介事業者との調整、当日配布用の資料作成、を行うこととする。開催方法については、現地開催とオンライン開催のいずれも可とする。また、集合形式のほか、活用に関心のある団体や事業者向けに個別説明会を都度実施する形式での実施も可とする。より多くの事業者に活用を促せるように実施方法を工夫すること。

## (2) 事業者サポート

プラットフォームを活用しようとする地域の事業者に対して、必要となるサポート（参加者を募集するためのページの作成支援や効果的な受け入れに向けた企画内容の相談対応等）を行うこと。

## (3) プラットフォーム利用料の負担

事業者が参加者に対して支払う報酬以外でプラットフォーム利用にあたって必要となる経費（利用手数料や保険料等）については、委託料の範囲内で負担すること。当該経費の算定にあたっては、本事業における参加人数は 20 名、1 名あたりの滞在期間は 10 日間を想定していることから、これを基に必要な金額を算定して提案すること。

また、事業終了時までには当該経費として要した金額が提案時に算定した金額に満たなかった場合は、実績報告において精算して、委託料を減額するものとする。

## (4) 実施事例パンフレット作成

取り組みの成果を可視化し周知するため、また、地域内事業者に対してプラットフォームの活用を促進するための先行事例として利用することを目的に、本事業を通じた実施事例のパンフレットを作成すること。受け入れ事業者や仕事体験に訪れた参加者へインタビューを実施するなどして、活用を促進できる内容となるように工夫すること。

## (5) 実施報告記事作成

取り組みの成果を可視化し周知するため、また、当該地域で就業や生活する魅力を広く伝えるため、本事業を通じた実施事例の記事を作成すること。受け入れ事業者、仕事体験に訪れた参加者へインタビューを実施するなどして、地域の魅力を十分に伝えられる内容となるように工夫すること。作成した記事は、SNS 等の媒体を用いるなどして効果的な形で情報発信を行うこと。

## 6 成果物

納品する成果物（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

### (1) 数量等

- ① 報告書は、紙媒体（正副 2 部）および電子データを提出すること。
- ② 紙媒体による提出が難しく、電子データのみを納品を希望するものにおいては、協議の上、提出形態を決定し納品すること。
- ③ データ形式は原則 Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint のいずれか、および PDF とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定すること。

### (2) 提出先

滋賀県総合企画部新駅問題対策・特定プロジェクト推進室 北の近江振興事務所  
(〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2)

## 7 著作権等

- (1) 成果物にかかる著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）（以下、「法」という。）第 21 条から第 28 条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。
- (2) 受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

## 8 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は連絡調整者を 1 名以上配置し、県と毎月 1 回程度の打合せを行い、連携を密にすること。
- (3) 業務全般にわたり、実施した内容については適宜記録に残し、実績としてとりまとめること。また、県から委託料精算書の提出を求めた場合に提出できる根拠資料も保管しておくこと。

## 9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却すること。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCC に設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。

- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (8) 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項、仕様について生じた疑義、または提案内容の変更等については、県と受託者の双方で協議すること。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

#### 10 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかに所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。